平成２２年（フ）第８３７号
千葉県船橋市海神６丁目15番13号
債務者　竹内　和義
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８４２号
千葉市若葉区原町925番地５　田原方
債務者　青木　照男
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８４３号
千葉市若葉区原町925番地５　田原方
債務者　青木多喜子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８４９号
千葉県八千代市萱田町561番地４
債務者　岡崎　邦男
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８５３号
千葉市花見川区南花園１丁目５番13号プラザ・ドゥ・ブラッサム102号
債務者　後藤　奈美（旧姓森）
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８６８号
千葉市稲毛区天台５丁目22番11―203号
債務者　安達　直子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８８０号
千葉市若葉区みつわ台２丁目18番５号
ヴューラーみつわ台Ａ105号
債務者　小島　瞬太
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８８８号
千葉県市原市五井2672番地　メゾンロウタス203
債務者　栗林　敦子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９１３号
千葉県市川市末広１丁目３番６号錦ハイツ203
債務者　吉田　良子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９１５号
千葉県市原市大厩1190番地５　秀英ハイツＢ102
債務者　徳田　正直
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０５号
富山県南砺市土生新658番地２
債務者　山本　賢二
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１８１号
山梨県笛吹市石和町八田490番地56、住民票上の住所山梨県甲斐市天狗沢87番地１
債務者　保延　順子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２９号
山梨県甲府市音羽町３番28号メゾン白百合１―１
債務者　横山梨枝子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３５号
甲府市古上条町238番地１
債務者　岡部レイ子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０５３号
名古屋市中川区西伏屋３丁目701番地　ペア栄103号
債務者　奥村由美子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０７７号
名古屋市緑区平手北１丁目504番地　シャトー平手501号
債務者　小椋　文子（旧姓佐野）
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６０号
兵庫県姫路市安富町塩野213番地29
債務者　小林奈々江（旧姓岸）
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部